

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	会 議 ・打合せ・協議	文書番号	186
		決裁期日	平成 30 年 7 月 20 日
名 称	上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会		
日 時	平成 30 年 7 月 17 日（火） 10 時 30 分～11 時 15 分		
場 所	上富良野町役場 2 階 審議室		
出席者	委員：富田委員長、鎌田副委員長、伊藤委員、石田委員（副町長）、宮下委員（総務課長）、佐藤委員（建設水道課長） 庶務：企画商工観光課長 商工観光班主幹 担当主査		
内容	<p>申請企業（以下、申請者）から上富良野町企業振興措置条例第 7 条に基づく工場等の指定申請書が提出されたことから同条例施行規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定により指定の可否について、上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会を開催し審査を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 辞令交付 2 町長あいさつ 3 委員長、副委員長の選出について（仮議長：企画商工観光課長） 事務局案（会長：農協 富田氏、副委員長：商工会 鎌田氏）を提案し、提案どおり決定。 4 審議事項（議長：富田会長） <ul style="list-style-type: none"> ・事務局（担当主幹）より、資料 2 に基づき工場等の指定申請概要を説明。 <p>申請者について、既に町内 2 ヶ所において、同様の事業を運営しており、今回の指定申請についても、町内にある、既存施設の土地、建物を当該事業所が取得し、同様の屋号として本年 4 月 25 日に操業を開始しているところである。</p> <p>今回の新設による投下固定資産額は、土地（22,015 ㎡）13,468 千円、建物及び附属設備（2,493 ㎡）116,532 千円。増加従業員について、常用 4 名（うち町内事業所からの配置転換 2 名含む）のほか、期間限定雇用の 18 名を含む 22 名体制で運営予定。</p> <p>生産計画では、観光事業施設ということから、本事業計画に基づく指標（KPI）は集客数（入込客数）を設定。初年度は 8 万人、5 年後 12 万人まで増加する計画となっている。過去のデータとして、旧運営体制での入込客のピークが平成 15 年の 25 万人で、直近では平成 29 年の 4 万人となっており、新運営体制では、食事、お土産のほか、団体ツアー向けの体験メニューを提供していることから、多くの観光客を取り込めると期待。</p> <p>◎条例適用の要件について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①固定資産税 <p>条例第 4 条第 1 項第 1 号（固定資産評価額 2500 万円以上で、かつ常用従業員 3 名以上雇用）に該当し、操業開始 1 年後の交付申請時において、引き続き 3 名以上の雇用が確認された場合、固定資産相当額の 1/2 を 3 年間助成。</p> ②借入金の利子助成 <p>助成率 2.5%以内、助成期間 5 年間で漸減（1 年毎 1/5 ずつ減）する仕組みとなって</p> 		

おり、本事案においては、算定上限額 5 千万円、上限利率 2.5% で試算した場合、初年度 125 万円、翌年以降、各年 25 万円ずつ減額。

③雇用補助

増加する従業員 4 名のうち町内事業所からの配置転換の 2 名を除いた 2 名（かつ町内居住者が条件）に対し、1 名につき 15 万円、3 年間雇用補助金を交付。

◎質疑・意見

富田委員：冬期間は営業するのか？

事務局：当該施設において、冬期間においても通年雇用されている従業員がいれば、補助対象としている。

富田委員：年間を通し営業をしてもらえるよう、こちらから働きかけてはどうか。

石田委員：議案で 4 名となっている雇用補助の試算対象は 2 名でよろしいか。

事務局：町内事業所からの配置転換者を含めて試算した額のため、2 名 30 万円の試算が正しい。

伊藤委員：運営内容の大部分はレストラン営業と聞いているが、レストランスタッフを確保するため、時給単価を高めに行っているとのこと。団体客・個人客ともに受入れていくようなので、頑張ってもらいたい。

鎌田委員：上富良野の PR・イメージアップに繋がることを期待する。

◎指定の可否について

条例第 4 条第 1 項第 1 号の指定要件を満たしていると認められ、指定を「可」とする。

5 報告事項について

事務局（担当主幹）より、資料 3 に基づき、地域未来投資促進法に基づく、当町の基本計画の概要について説明。

昨年、旧法「企業立地促進法」が、新法「地域未来投資促進法」として法改正され、地域の特性を活かし、高い付加価値を創出し、地域事業者に対する経済波及効果を及ぼす地域経済牽引事業として、国と市町村で基本計画を策定し、事業者はその計画を踏まえた事業計画を策定し、道の承認を得て、国からの支援措置を受けられる仕組みとなっている。

（※今回の法改正に伴い、旧法に基づいて、国の支援措置を受けるための新規事業計画は、現在受けることができないため、引き続き、国の支援措置を受けられるようにするためには、新法に基づく基本計画を策定し、事業所からの事業計画を受ける体制を整える必要がある。）

◎当町の基本計画概要について

1. 地域の特性、成長分野について、下記の 2 分野を選定

①「かみふらのポーク」等の農畜産物を活用した食料品製造関連分野

②ものづくり関連産業の集積を活用したものづくり関連分野

2. 経済的目標設定について

5 ヶ年の計画期間内に 2 件の新規事業、1 億 1300 万円の付加価値額の創出し、任意指標としては、3 名の新規雇用を見込んだ設定とした。

3. 計画期間について

本計画は、国の同意のあった日から平成 35 年度（2023 年度）末まで。

4. 同意時期について

現在、国の各省協議中であり、今月末頃に同意されるものと想定。

5. その他

今回の基本計画で選定していない分野からの企業進出等があった場合については、基本計画の変更で対応していく予定。

当町の条例で、旧法に基づき規定されている条文については、本計画の同意を受けた後、9月定例町議会において、新法名称に改める旨、条例改正案を提出する予定。

すべての議事を終了し、適用審査委員会を閉会。